

鳥取市農林漁業者トレーニングセンターの設置及び管理に関する条例（平成16年条例第120号）新旧対照表 第46条関係

改正後				改正前							
○鳥取市農林漁業者トレーニングセンターの設置及び管理に関する条例				○鳥取市農林漁業者トレーニングセンターの設置及び管理に関する条例							
平成16年9月30日 鳥取市条例第120号				平成16年9月30日 鳥取市条例第120号							
第1条～第17条（略）				第1条～第17条（略）							
別表第1（第7条関係）				別表第1（第7条関係）							
鳥取市気高町農業者トレーニングセンター利用料金				鳥取市気高町農業者トレーニングセンター使用料							
区分			時間			時間					
			午前9時～正午	正午～午後5時	午後5時～午後10時	午前9時～正午	正午～午後5時	午後5時～午後10時			
競技場	全面	一般	1時間につき 360円	1時間につき 400円	1時間につき 440円	全面	一般	1時間につき 360円	1時間につき 400円	1時間につき 440円	
		小学生、中学生、高齢者	1時間につき 180円	1時間につき 200円	1時間につき 220円		小学生、中学生、高齢者	1時間につき 180円	1時間につき 200円	1時間につき 220円	
		障害者等	無料	無料	無料		障害者等	無料	無料	無料	
	半面	一般	1時間につき 180円	1時間につき 200円	1時間につき 220円	半面	一般	1時間につき 180円	1時間につき 200円	1時間につき 220円	
		小学生、中学生、高齢者	1時間につき 90円	1時間につき 100円	1時間につき 110円		小学生、中学生、高齢者	1時間につき 90円	1時間につき 100円	1時間につき 110円	
		障害者等	無料	無料	無料		障害者等	無料	無料	無料	
トレーニング室			1時間につき 100円	1時間につき 100円	1時間につき 100円	トレーニング室			1時間につき 100円	1時間につき 100円	1時間につき 100円

研修室	1時間につき 300円	1時間につき 300円	1時間につき 600円
健康管理室	1時間につき 150円	1時間につき 150円	1時間につき 300円

備考

- 1 1時間未満は、1時間とする。
- 2 競技場を連続して3時間以上利用する場合は、この表に定める額の9割の額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。
- 3 競技場の照明設備の利用料金は、1時間につき、全面利用の場合にあつては550円、半面利用の場合にあつては270円で計算して得た額とする。
- 4 研修室及び健康管理室の冷暖房設備の利用料金は、この表に定める額の5割の額とする。
- 5 この表の規定により計算して得た額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。
- 6 附属設備等の利用料金は、規則で定める額とする。
- 7 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。
- 8 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
 - (1) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人
 - (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人

研修室	1時間につき 300円	1時間につき 300円	1時間につき 600円
健康管理室	1時間につき 150円	1時間につき 150円	1時間につき 300円

備考

- 1 1時間未満は、1時間とする。
- 2 競技場を連続して3時間以上利用する場合は、この表に定める額の9割の額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。
- 3 競技場の照明設備の利用料金は、1時間につき、全面利用の場合にあつては540円、半面利用の場合にあつては270円で計算して得た額とする。
- 4 研修室及び健康管理室の冷暖房設備の利用料金は、この表に定める額の5割の額とする。
- 5 この表の規定により計算して得た額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。
- 6 附属設備等の利用料金は、規則で定める額とする。
- 7 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。
- 8 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
 - (1) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人
 - (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人

9 日曜日、土曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定する祝日及び第3条に規定する休日をいう。以下同じ。）に小学生又は中学生（市民に限る。）が個人で競技場又はトレーニング室を利用する場合は、無料とする。

別表第2（第7条関係）

鳥取市鹿野町農業者トレーニングセンター利用料金

1 競技場・和研修室・洋研修室・会議室・生活改善室

区分			時間	
			午前8時30分～午後5時	午後5時～午後10時
競技場	全面	一般	1時間につき400円	1時間につき400円
		小学生、中学生、高齢者	1時間につき200円	1時間につき200円
		障害者等	無料	無料
	片面	一般	1時間につき200円	1時間につき200円
		小学生、中学生、高齢者	1時間につき100円	1時間につき100円
		障害者等	無料	無料
和研修室（全部）			1時間につき500円	1時間につき1,000円
和研修室（一部）			1時間につき250円	1時間につき500円
洋研修室			1時間につき500円	1時間につき1,000円
会議室			1時間につき200円	1時間につき400円
生活改善室			1時間につき300円	1時間につき600円
備考				
1 1時間未満は、1時間とする。				

9 日曜日、土曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定する祝日及び第3条に規定する休日をいう。以下同じ。）に小学生又は中学生（市民に限る。）が個人で競技場又はトレーニング室を利用する場合は、無料とする。

別表第2（第7条関係）

鳥取市鹿野町農業者トレーニングセンター使用料

1 競技場・和研修室・洋研修室・会議室・生活改善室

区分			時間	
			午前8時30分～午後5時	午後5時～午後10時
競技場	全面	一般	1時間につき400円	1時間につき400円
		小学生、中学生、高齢者	1時間につき200円	1時間につき200円
		障害者等	無料	無料
	片面	一般	1時間につき200円	1時間につき200円
		小学生、中学生、高齢者	1時間につき100円	1時間につき100円
		障害者等	無料	無料
和研修室（全部）			1時間につき500円	1時間につき1,000円
和研修室（一部）			1時間につき250円	1時間につき500円
洋研修室			1時間につき500円	1時間につき1,000円
会議室			1時間につき200円	1時間につき400円
生活改善室			1時間につき300円	1時間につき600円
備考				
1 1時間未満は、1時間とする。				

- 2 競技場を連続して3時間以上利用する場合は、この表に定める額の9割の額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。
- 3 競技場の照明設備の利用料金は、1時間につき、全面利用の場合にあつては550円、半面利用の場合にあつては270円で計算して得た額とする。
- 4 和研修室、洋研修室、会議室及び生活改善室の冷暖房設備の利用料金は、この表に定める額の5割の額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。
- 5 附属設備等の利用料金は、規則で定める額とする。
- 6 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。
- 7 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
 - (1) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人
 - (2) 介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人
- 8 日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生（市民に限る。）が個人で競技場を利用する場合は、無料とする。

2 トレーニング室（略）

別表第3（第7条関係）

鳥取市青谷町農林漁業者トレーニングセンター利用料金

区分	時間	午前9時～正午	正午～午後5時	午後5時～午後10時
		午	時	後10時

- 2 競技場を連続して3時間以上利用する場合は、この表に定める額の9割の額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。
- 3 競技場の照明設備の利用料金は、1時間につき、全面利用の場合にあつては540円、半面利用の場合にあつては270円で計算して得た額とする。
- 4 和研修室、洋研修室、会議室及び生活改善室の冷暖房設備の利用料金は、この表に定める額の5割の額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。
- 5 附属設備等の利用料金は、規則で定める額とする。
- 6 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。
- 7 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
 - (1) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人
 - (2) 介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人
- 8 日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生（市民に限る。）が個人で競技場を利用する場合は、無料とする。

2 トレーニング室（略）

別表第3（第7条関係）

鳥取市青谷町農林漁業者トレーニングセンター使用料

区分	時間	午前9時～正午	正午～午後5時	午後5時～午後10時
		午	時	後10時

競技場	全面	一般	1時間につき 360円	1時間につき 400円	1時間につき 440円	
		小学生、中学生、 高齢者	1時間につき 180円	1時間につき 200円	1時間につき 220円	
		障害者等	無料	無料	無料	
	半面	一般	1時間につき 180円	1時間につき 200円	1時間につき 220円	
		小学生、中学生、 高齢者	1時間につき 90円	1時間につき 100円	1時間につき 110円	
		障害者等	無料	無料	無料	
	トレーニング室			1時間につき 100円	1時間につき 100円	1時間につき 100円
	備考					
	<p>1 1時間未満は、1時間とする。</p> <p>2 連続して3時間以上利用する場合は、この表に定める額の9割の額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。</p> <p>3 照明設備の利用料金は、1時間につき、全面利用の場合にあつては550円、半面利用の場合にあつては270円で計算して得た額とする。</p> <p>4 附属設備等の利用料金は、規則で定める額とする。</p> <p>5 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。</p> <p>6 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者</p>					

競技場	全面	一般	1時間につき 360円	1時間につき 400円	1時間につき 440円	
		小学生、中学生、 高齢者	1時間につき 180円	1時間につき 200円	1時間につき 220円	
		障害者等	無料	無料	無料	
	半面	一般	1時間につき 180円	1時間につき 200円	1時間につき 220円	
		小学生、中学生、 高齢者	1時間につき 90円	1時間につき 100円	1時間につき 110円	
		障害者等	無料	無料	無料	
	トレーニング室			1時間につき 100円	1時間につき 100円	1時間につき 100円
	備考					
	<p>1 1時間未満は、1時間とする。</p> <p>2 連続して3時間以上利用する場合は、この表に定める額の9割の額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。</p> <p>3 照明設備の利用料金は、1時間につき、全面利用の場合にあつては540円、半面利用の場合にあつては270円で計算して得た額とする。</p> <p>4 附属設備等の利用料金は、規則で定める額とする。</p> <p>5 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。</p> <p>6 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者</p>					

証の所持者及びその付添人

(2) 介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人

7 日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生（市民に限る。）が個人で利用する場合は、無料とする。

証の所持者及びその付添人

(2) 介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人

7 日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生（市民に限る。）が個人で利用する場合は、無料とする。